

## 第二十八号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表十二の項1中「公告」を「公告又は公表」に改め、同表二十の項2及び3を次のように改める。

- 2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 3 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

第二条第二項の表二十の項中10を16とし、9を15とし、同項8中「検査」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知」を加え、同8を同項14とし、同14の前に次のように加える。

- 9 法第五十条第三項の規定による認可
- 10 法第五十四条の六第二項の規定による認可
- 11 法第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
- 12 法第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受理
- 13 法第五十五条の四の規定による承認

第二条第二項の表二十の項7中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改め、同7を同項8とし、同8の前に次のように加える。

- 7 法第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

第二条第二項の表二十の項中6を削り、5を6とし、同項4中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」

に改め、同4を同項5とし、同項3の次に次のように加える。

- 4 法第四十五条の九第五項の規定による許可

第二条第二項の表二十二の項2から4までを次のように改める。

- 2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任  
 3 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任  
 4 法第四十五条の九第五項の規定による許可

第二条第二項の表二十二の項5中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項7を次のように改める。

- 7 法第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

第二条第二項の表二十二の項8中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改め、同項9を次のように改める。

- 9 法第五十条第三項の規定による認可

第二条第二項の表二十二の項中12を16とし、11を15とし、同項10中「検査」を「立入検査」に改め、「役員の解職を勧告しようとする場合の」を削り、同10を同項14とし、同項9の次に次のように加える。

- 10 法第五十四条の六第二項の規定による認可  
 11 法第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請  
 12 法第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受理  
 13 法第五十五条の四の規定による承認

第二条第二項の表二十五の項及び三十の項中「小松島市」を「鳴門市 小松島市」に改め、同表中四十二の項及び四十三の項を削り、四十四の項を四十二の項とし、四十五の項から六十の項までを二項ずつ繰り上げ、同表六十一の項中「六十七の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十二の項を六十の項とし、六十三の項を六十一の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表中六十五の項を六十三の項とし、六十六の項から七十八の項までを二項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表中八十の項を七十八の項とし、八十一の項から八十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

#### 提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。